

# 受領委任払利用手引き（特定福祉用具購入）

令和5年3月 大洲市高齢福祉課

## (1) 購入商品の検討

○利用者とケアマネジャー、登録事業者等の間で、購入商品について検討します。

## (2) 事前申請

※受領委任払をご利用の場合は、福祉用具購入前に事前申請が必要です。

○福祉用具購入前に、大洲市介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用）（様式第6号）に次の書類を添付して提出してください。

- ① 福祉用具の購入が必要な理由書（介護支援専門員等が作成したもの）
- ② 購入する福祉用具のパンフレット等の写し
- ③ 購入する福祉用具の見積書
- ④ その他必要書類

## (3) 事前申請の承認および福祉用具購入

○事前申請が承認された場合は、事前申請で提出された書類に「**審査済印**」を押印し、ケアマネジャー宛に返送します。また、市から申請者（被保険者）へ事前申請承認通知書を発送します。事前申請の承認後、福祉用具を購入してください。

## (4) 事後申請

○福祉用具購入後、事前申請時に提出した書類一式に次の書類を添付して提出します。

- ① 領収書（負担割合に応じ利用者が自己負担した額が含まれたもの）
- ② 請求書（利用者の負担割合に応じ給付対象となる金額が含まれたもの）  
→指定の様式をご使用ください。（※大洲市宛）
- ③ その他必要書類

## (5) 支給決定

○市から登録事業者へ介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給（不支給）決定通知書を郵送します。

○決定通知書に支給金額、振込日等が記載されています。

## (6) 福祉用具購入費の支給

○福祉用具購入費は登録事業者へ支給します。